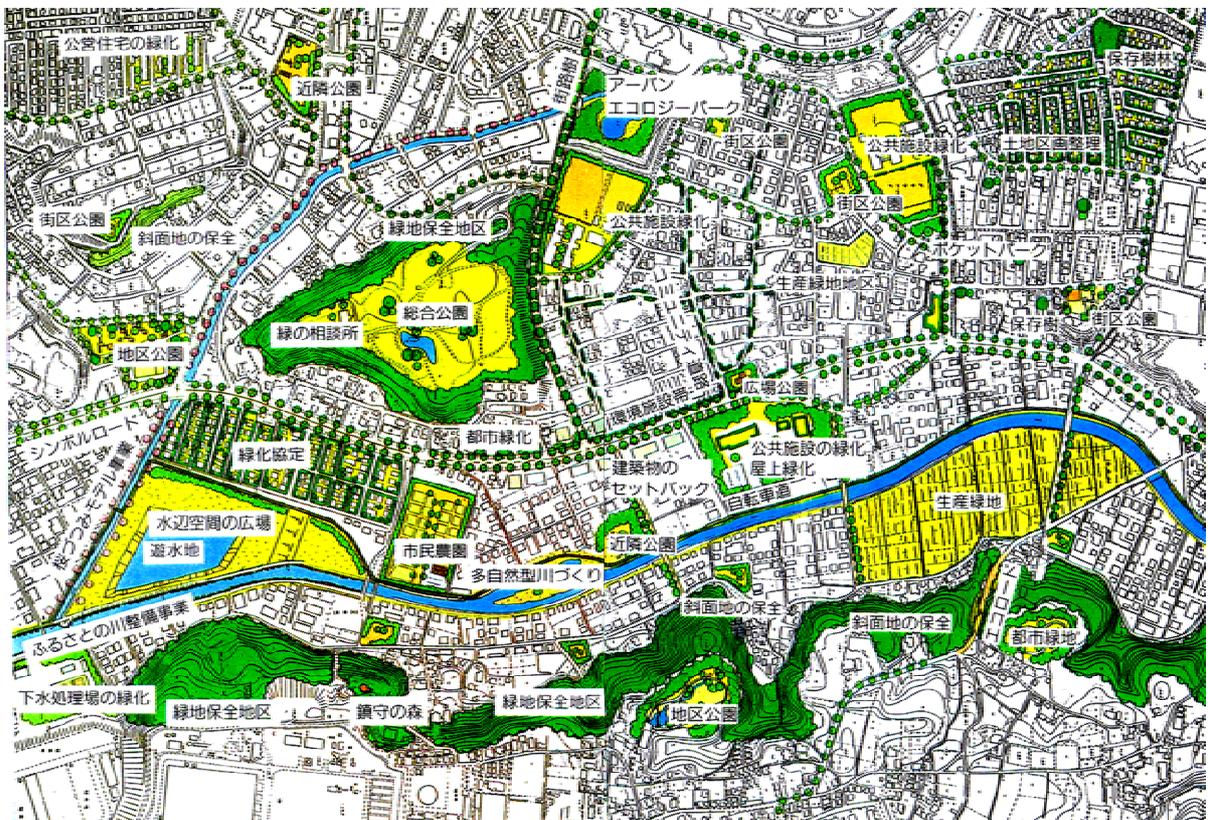


## 水と緑のネットワークイメージ



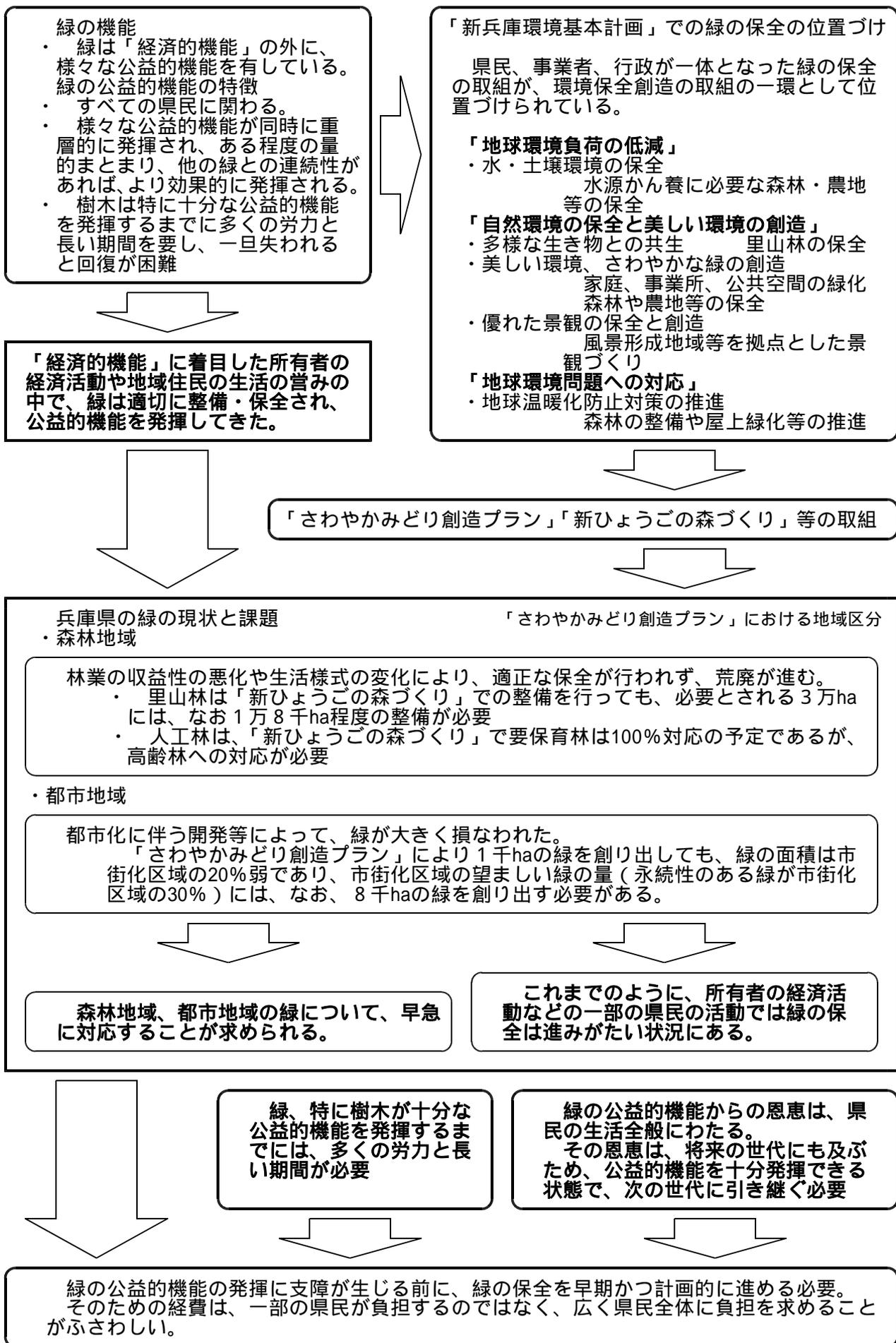
(出典：阪神・淡路都市復興基本計画 兵庫県都市住宅部 平成7年8月)

## 快適な都市環境を創出する都市緑地のイメージ



(出典：「緑の政策大綱」建設省 平成6年9月)

## 緑の保全のための経費負担の考え方



## 緑化協力金等の概要

### 1 設置目的

森林の開発に伴う緑資源の減少に対処して、緑豊かな県土を創出するため、一般県民からの協力金や森林開発業者が開発面積に応じて拠出した協力金又は負担金を活用し、「さわやかみどり創造プラン」に基づく施策を展開することにより、県土の緑の保全と創出に寄与する。

### 2 概要

	協力金（民間分）	負担金（公共分）
内 容	・開発事業により減少した緑を回復する施策を実施するために、開発者の協力を受けて、開発面積に応じた協力金を収入する。	・県の公共事業等により減少した緑を回復する施策を実施するために、過去5カ年平均の減少面積相当分を県の一般財源並びに企業庁の負担で措置する。
単 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場(10ha以上)・土石採掘(20ha以上) 1㎡当たり500円</li> <li style="margin-left: 20px;">〔開発により失われた森林を回復させる経費〕</li> <li>・一般開発(1ha超) 1㎡当たり 30円</li> <li style="margin-left: 20px;">〔一般開発は開発により失われた公益的機能のうち、開発により代替できない機能の損失分を計量評価により算出した額〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1㎡当たり500円</li> <li style="margin-left: 20px;">(1ha超の開発)</li> </ul>
充当事業	・森林の整備造成等に関する事業	・県土の緑化に関する事業

#### 適用除外事業

農業・林業又は漁業を行うための開発事業

国又は地方公共団体が行う開発事業（県が行うものを除く）

1ha以下の開発事業

火災・風水害・その他の非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業

その他の開発事業で知事が特に指定するもの

# 兵庫県における行財政構造改革の取組みについて

## — 行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み —

### 1 はじめに

県では、平成12年2月に「行財政構造改革推進方策」(以下、「推進方策」という)を策定し、平成20年度までの10年間を改革期間として、健康・福祉対策、教育や環境、新産業の創造、個性と魅力ある地域づくりなど成熟社会における課題に的確に対応するための新規施策の推進や、県民の参画と協働の推進など成熟社会型行政手法の導入促進、組織や定員・給与、行政施策の見直しなど行財政全般にわたる様々な改革を着実に進めてきた。

しかし、厳しい経済情勢を反映して、近年、県税収入が急激に減少しており、今後、歳入面において推進方策の見通しを大きく下回り、平成16年度から20年度までの5年間で、収支不足額が約2,550億円増加することが見込まれる。

また、市町村合併の具体化や公共事業関係費の抑制、三位一体改革の取組みなどの環境変化に伴い、組織や定員・給与、行政施策など、それぞれの分野で、対応すべき新たな課題が生じている。

こうした状況の下、推進方策策定以降の社会経済情勢の変化や国の政策動向、県の財政状況等を踏まえ、推進方策の総点検を行い、平成16年度から20年度までの5年間に実施する改革の内容を取りまとめた。

### 2 見直しの考え方

人口が増加し、経済も発展する成長の時代から、少子高齢の成熟化の時代に移行し、大幅な財政収入の増加が期待できない状況や、本格的な地方分権の進展により地方が果たすべき役割が増大する中で、中長期にわたる健全な行財政運営を確保しつつ、少子高齢化に伴う健康・福祉、教育や環境、産業・雇用など、21世紀の兵庫づくりに欠くことのできない政策課題に的確に対応していくことが求められている。

こうした認識のもと、組織、定員・給与、行政施策等の徹底した見直しを図ることにより、成熟社会にふさわしい行財政システムを確立し、新しい時代の県民の要請に応えうる県政を機動的に推進する。

この改革を行うことにより、安全と安心の確保、地域の元気と活力の創造、総合的な少子化対策をはじめとする未来への期待、共生と循環の実現、新しいふるさとづくりなど、これからの時代に求められる諸施策を重点的に展開し、県民の参画と協働を基本姿勢に、21世紀の兵庫、“美しい兵庫”の実現をめざす。

### 3 見直しの内容

#### (1) 組織

本庁については、幅広い分野にまたがる課題に対する横断的な施策の具体化や総合的な対応を図るため、今後とも引き続き、部の大括り化という枠組みを基本としつつ、その時々行政課題に対応して、適切な組織の見直しを進める。

県民局については、県民への定着状況、市町村合併の進展状況等を勘案し、当面は10県民局体制を維持するとともに、組織の簡素化を図り、効率的で県民に分かりやすい組織とする。

また、現行の事務所は原則として存置するとともに、事務所機能の純化、機動化を図るため、各業務ごとに、県民局管内の企画立案・総合調整機能及び所管業務全般を担う事務所(圏域事務所)と県民に身近な業務、現地性が強い業務を所掌する事務所(地域事務所)とに再編する。

#### (2) 定員・給与

##### ア 定員

一般行政部門については、事務事業、組織、公社等の新たな見直し、事務執行体制の効率化等を踏まえ、業務量に応じた見直しを行う。なお、教職員については児童生徒数の推移や教職員定数改善の状況等、大学教職員については県立大学の統合や大学院の拡充等、警察官については国の配置基準の改正等をそれぞれ考慮する。

さらに、現下の厳しい雇用情勢やライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向へ

のニーズに対応した雇用機会を創出するため、公務部門におけるワークシェアリングを拡充する。

#### イ 給与等

特別職及び管理職の給与について新たな引下げを行うほか、一般職についても国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、引き続き見直しを行う。

また、費用弁償の観点から旅費の見直しを行うとともに、現行の旅費制度についても、国や他府県の動向、旅費のあり方等を踏まえて検討する。

### (3) 行政施策（投資事業、事務事業、公的施設、試験研究機関）

#### ア 投資事業

地域間・分野間の均衡を図りつつ、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、県民の参画と協働により策定した「社会基盤整備の基本方針・プログラム」に基づき、計画的・重点的な推進を図るとともに、21世紀兵庫長期ビジョンがめざす「多彩な交流社会」を実現するため重点プログラムを着実に推進する。

特に、県民の安全と安心の確保、豊かさが実感できるまちづくりなど県民生活の向上に重点を移すこととし、施設の耐震化・老朽化対策、歩道のバリアフリー化や渋滞交差点解消プログラム、電線類の地中化、市町合併を支援するための県道整備事業などについて、一層の推進を図る。

また、整備を進めるにあたっては、重点化・効率化の推進、「つくる」から「つかう」へ、参画と協働の推進を基本として、事業のスピードアップ、総合的なコスト縮減、既存ストックの有効活用、事業の早期段階における合意形成手続きの導入などに取り組む。

国の骨太の方針や三位一体改革において公共投資関係経費及び地方単独事業費の抑制方針が示されていることを踏まえ、本県の社会資本整備等の状況も考慮し、今後の事業量について見直しを行う。

さらに、事前評価等を継続して実施するとともに、事後評価制度を導入するなど、評価制度の充実に努める。

#### イ 事務事業

県民主導による地域づくりや地方分権の進展、地方行財政基盤の充実強化の方向等を見据えつつ、国と県、県と市町、県と県民との新しい関係の構築を引き続きめざすとともに、画一から個性、量から質への時代潮流の変化や少子・超高齢社会における社会保障制度改革の動向等を踏まえながら、成熟社会にふさわしい施策の効果的な選択と重点的な展開を図る。

このため、事業の必要性や民間・市町との役割分担、有効性・効率性、受益と負担の公平性等の観点から、すべての事務事業について、的確な評価・見直しを行う。

また、電子県庁及び環境率先行動の推進により県民サービスの向上や環境負荷の低減等を図りつつ、事務経費の削減に取り組むなど、行政コストの縮減に努める。

#### ウ 公的施設

推進方策の評価基準に基づく施設の廃止や移譲などの見直しを進めるほか、指定管理者制度の導入により、利用の促進、運営の効率化等を進める。

また、宿泊施設については、民間施設との競合の状況等を踏まえ、公社等の自主的な運営を推進する。

#### エ 試験研究機関

推進方策及び中期事業計画に基づく業務の重点化の方向等を踏まえ、研究評価システムなどを活用し、業務の徹底した評価、見直しを行う。

また、大学や民間等との連携強化と役割分担等も図りつつ、危機管理や食、環境といった県民の安全・安心の確保など新たなニーズや課題に効率的、効果的に対応する。

### (4) 自主財源の確保

税収確保対策の充実・強化による県税収入の確保、使用料・手数料の適正化や県有地の売却処分など自主財源の確保に努めるとともに、課税自主権を活用するための具

体的な検討を進める。

また、分権型社会の構築に不可欠な地方の財政自主権の確立に向け、三位一体改革の具体化を図るため、全国知事会等との緊密な連携のもと、国への働きかけを強化するとともに、地方公共団体からの具体的な提案を積極的に行う。

## (5) 先行取得用地

将来の計画的な地域整備や無秩序なゴルフ場開発等の抑制を図るために公社で先行取得した用地について、本格的な事業化に向けた利活用の幅広い検討を行うとともに、それまでの間、里山林等として整備を行うなど、先行取得用地の有効活用の促進を図る。

また、公社での長期保有用地を縮減するため、県による買戻しを進めるとともに、当面買戻しを行わない用地について、将来の買戻し価格の抑制を図るための対策を講じるほか、土地開発公社に集約して管理の明確化を図る。

## (6) 公社等

推進方策及び平成13年度に実施した総点検に基づき、統廃合や経営改善の促進を図るほか、指定管理者制度の導入、特殊法人改革などの環境変化を踏まえ、OB職員やNPOの活用、外部委託の推進、事業執行方法の見直しなど新たな総点検に取り組み、財政・人的支援の適正化を図る。

また、公社等の運営の透明性の向上を図るため、情報公開や外部監査の導入を促進する。

企業庁については、「企業庁経営ビジョン」に基づき経営基盤の強化等を図るとともに、病院事業については、「病院構造改革推進方策」に基づき自立した経営基盤のもとで医療内容の充実を図る。

## 4 新規施策分野への取組み

少子・超高齢社会への移行や社会の成熟化、地球環境問題の深刻化などの潮流を踏まえ、創造的市民社会、環境優先社会、しごと活性社会、多彩な交流社会といった全県的な将来像を提示した21世紀兵庫長期ビジョンのもと、県民の参画と協働を基本姿勢に、“美しい兵庫”の実現をめざす。

このため、新規施策のための財源を確保しつつ諸施策を推進しているが、今後、特に次に掲げる各分野の施策を重点的に推進する。

### ア 安全と安心の確保

復興の総括的な検証を踏まえ、阪神・淡路大震災の残された課題に対応するとともに、住宅再建共済制度の実現、国際的な防災・人道支援拠点の形成等により大震災の教訓の継承・発信を図る。

また、東南海・南海地震対策等により防災の備えを充実するとともに、地域の防犯力強化、食の安全・安心対策等、県民の暮らしの安全確保を進める。

### イ 元気と活力の創造

デフレ経済下における県内産業の振興を図るとともに、第二創業・新分野進出やコミュニティ・ビジネスの展開等を支援し、地域経済の活性化を進める。

また、構造改革特区による新しい取組みを推進するとともに、Spring-8等を生かした科学技術の振興やITの活用を図り、地域創造力を創出する。

### ウ 未来への期待

社会の重要な構成要素である家庭・コミュニティの対策を充実するとともに、総合的な少子化対策や、障害の有無、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすい生活環境の創出をめざすユニバーサルな社会づくりを推進する。

また、兵庫の未来に向けて、青少年の健全育成や、地域教育・体験学習等による学校教育の充実を図るとともに、市民社会を支える人づくりを進める。

### エ 共生と循環の実現

環境学習の推進や5R生活等の環境適合型ライフスタイルづくりへの支援等によ

り、深刻化する地球環境問題に取り組む。

また、尼崎21世紀の森の推進等、自然環境の保全・回復・創造を進め、快適な生活環境を創出するとともに、リサイクルやグリーンエネルギーの利用を促進する。

#### オ 新しいふるさとづくり

県民の芸術文化活動やスポーツを振興し、地域交流の新しい核となる兵庫文化を創造する。

また、つくるからつかうプログラム等により、県民交流基盤の整備、活用を推進するとともに、ツーリズム、国際交流、都市再生、多自然居住等を進め、多彩な交流を促進する。

## 5 成熟社会型行政の推進

新しい時代の潮流に的確に対応し、県民主役の効率的、効果的な県政運営を確立していくため、推進方策に掲げる成熟社会型行政手法及びマネジメントの推進、充実に取り組む。特に、推進方策策定以降の社会経済情勢等の変化を踏まえ、次の取組みについて積極的な推進を図る。

#### ア 県民の参画と協働の推進

生活者の視点から多様な地域課題を解決していくため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、県民の自発的かつ自律的な地域づくり活動を支援するとともに、県行政のテーマや課題、分野等に応じワークショップやパブリック・コメント等の多様なチャンネルを適切に組み合わせるなど、政策の形成から実施、評価・検証にいたる各段階において県民の参画と協働の仕組みづくりを進める。

また、審議会等について、委員選任の適正化や委員の公募など、運営の合理化、活性化を図るとともに、必要性が低下したものの統廃合等を進める。

#### イ 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

成熟社会にふさわしい行財政システムを構築するため、国の役割を純化して内政面は基本的に地方が担い、さらに、一つの事業については一つの実施主体が責任・権限・財源をもって担当するという分権改革の理念のもと、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる三位一体改革の具体化を図るなど、国から地方、県から市町へのさらなる分権を推進し、国と地方、県と市町との新しい関係の構築をめざす。

また、市町合併の動向等を踏まえつつ、法定協議会に対する支援、市町村建設計画の策定助言、合併支援県事業の重点的な実施、さらには合併後の市町行財政運営に対する助言など、地域の実情に応じた適切な支援を行う。

#### ウ 情報公開制度の拡充等

県民から信頼され、県民とともに進める県政を推進していくため、情報通信基盤を活用した情報公開制度の充実、個人情報の保護や広報・広聴活動の充実等の取組みを進める。

#### エ 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

事務処理の効率化と県民サービスの向上を図るため、これまでに整備してきた情報通信基盤を活用し、総務事務の電子処理、電子会議の導入拡大、電子申請・届出の拡充など、「電子県庁」の実現をめざす。

また、県民の負担の軽減と利便性の向上を図るため、引き続き行政手続の簡素化、公的規制の改善・合理化への取組みを進める。

#### オ 効率的、効果的な経営手法の導入

成熟社会にふさわしい効率的、効果的なマネジメント・システムの確立をめざして、官民の役割分担のもと、行政が担うべき分野についても、PFI方式の活用やアウトソーシング手法の拡充、VE手法、総合評価落札方式の導入促進など、民間のノウハウを活用した行政手法の導入に努めるほか、定型的業務の集約化などリエンジニアリングの取組みの成果やIT化の進展等を踏まえ、一層効率的な業務執行に努める。

また、公の施設の管理運営にかかる指定管理者制度への円滑な移行を図るほか、地方独立行政法人制度について、県立大学など対象業務の特性に応じた導入可能性を検討するなど、効率的、効果的な経営手法の導入に努める。

#### カ 適正な人事管理

県民に信頼される公正で清潔な県政を推進するため、引き続き全体の奉仕者としての意識の確立と接遇態度の向上に努める。

このため、分権社会にふさわしい職員を養成するため、多様な研修機会の提供、自己啓発の支援等を通じ、参画と協働の県政を担う職員の意識改革や資質向上に取り組むとともに、業務の多様化に対応し、様々な任用形態や幅広い人事交流など弾力的な人事管理も活用する。

また、男女共同参画社会づくりを推進するため、管理・監督職への女性職員の登用を図るとともに、職員の育児・介護・地域活動への参画を促進する。

さらに、国の公務員制度改革の動向に留意しつつ、新人事制度の構築等に向けた検討を進める。

## 6 今後の財政見通し

この検討内容に基づく効果額を平成15年度最終予算（見込）をベースに試算すると、平成16年度から20年度までに一般財源で約1,750億円と見込まれ、さらに、起債制限比率がピーク時においても15%台にとどまる範囲内での起債の発行や基金の活用等を行うことにより、推進方策の期間中に見込んだ新規施策のための財源を確保しつつ、収支不足額約2,550億円が解消されると見込まれる。

今後、平成18年度までに取り組むこととされている三位一体改革の動向によっては、収支不足額が拡大することも懸念されることから、必要に応じて財政見通しの見直しを行う。

## 7 留意事項

この取組みの円滑かつ効果的な推進を図るため、次の事項について十分留意する。

### ア 計画的推進

毎年度、具体的な取組みを明らかにした行財政構造改革実施計画を策定し、改革の計画的推進に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国の政策動向、三位一体改革の具体化の状況、県の財政状況等を踏まえつつ、推進方策の進行状況を把握、検証するものとする。

### イ 県民、市町の理解・協力と職員の意識改革

改革の実施にあたっては、引き続き、県民、市町への十分な説明、周知を図るとともに、その理解と協力のもとに進める。

また、職員の理解と主体的参加のもと、職員の意識改革を図りつつ、全庁的な改革を推進する。

# 「新兵庫県環境基本計画」(平成14年5月)(抜粋)

## 第1部 計画の基本的事項

### 第1節 策定の趣旨

20世紀は、世界各地で人口の増加、社会経済活動の拡大や高度化が進み、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という言葉で言い表されるように、人類はその生存基盤である地球環境を消耗することと引き替えに、活動の規模と影響力を飛躍的に拡大し、物質的繁栄を築いてきました。

しかしながら、このままでは人類社会が存続しえないことは決定的であり、21世紀は、人類社会の持続的発展に向けて、あらゆる主体が、環境の持つ価値を重視し、環境保全に向けたとりくみが内在化された時代を実現することが求められます。

「環境の世紀」といわれる21世紀、私たちを取り巻く状況に様々な動きがみられます。例えば、地球温暖化防止対策の枠組みの構築、ダイオキシンなどの化学物質による健康影響への懸念の広がり、アメニティ高いすぐれた環境への志向など、地球レベルから身近なレベルに至るまで、私たちの日々の生活は、もはや環境への正しい認識と行動なくして営むことができなくなってきました。

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するものが多く、現在の社会の枠組みや人々の意識が変わらなければ解決できるものではありません。まず、豊かさに対する私たち一人ひとりの考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを環境の保全と創造のしくみが組み込まれたものに変えていくことが必要です。すなわち、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、様々な政策決定に主体的に「参画」していくとともに、優れた環境の保全と創造にとともに取り組んでいく「協働」の考え方がますます重要になっています。

また、私たちは先の阪神・淡路大震災を通じ、大自然の摂理に畏敬の念を持ち、自然とともに生きることの大切さを改めて痛感したところです。

いまこそ、人間の営みは自然の一部であるという認識に立ち、これまでの考え方を見直し、人と自然が豊かに調和し、共生する社会をめざしていかなければなりません。

21世紀初頭の兵庫づくりの指針である「21世紀兵庫長期ビジョン」に示された「環境優先社会」を実現していくためには、めざすべき兵庫の環境ビジョンを共有し、県民・NPO・事業者・行政等のあらゆる行動主体の「参画と協働」によるとりくみが不可欠です。

「環境優先」の持続可能な地域づくりのモデルを兵庫県から発信していくため、平成8年6月に策定した「兵庫県環境基本計画」を、以上のような環境を巡る近年の動向を踏まえて全面的に見直し、「新兵庫県環境基本計画」(以下、「新環境基本計画」という。)を策定します。

## 第2節 策定の目的

「新環境基本計画」の策定の目的は、次のとおりです。

健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

県民、事業者、行政などの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに参画と協働を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

## 第3節 計画の性格

「新環境基本計画」は、県民、事業者、NPO・ボランティア団体・消費者団体・地域団体等環境の保全と創造に関する公益的活動を行う民間団体(以下、「民間団体」という。)、市町等様々な主体の意見を反映させながら作りあげた計画であり、様々な主体の「参画と協働」により推進されるべき計画です。

また、「新環境基本計画」は、「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、教育、産業、社会基盤整備などの各分野における環境の保全と創造に関するとりくみと整合を図るための基本となる計画です。

「新環境基本計画」の性格は、次のとおりです。

兵庫県における環境の保全と創造に関するとりくみ・施策のめざす方向と長期的な目標を示した基本となる計画

環境の保全と創造に関する施策を、中長期的な観点から総合的かつ計画的に実施するための県の行政計画

市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針

県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

## 第4節 計画の期間

「新環境基本計画」は、2030年頃を展望して策定しています。

なお、第5部及び第6部に記載しているとりくみ・施策の方向は、原則として、21世紀初頭の概ね10年間(平成23年度まで)に展開していくものを取りあげています。

また、本計画は、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 第5節 計画の構成

「新環境基本計画」は、次ページのような構成としています。

# ＜参画と協働により推進する新兵庫県環境基本計画＞

## 【背景】

### 【時代の潮流】

- 社会の成熟化
- 少子高齢化と人口減少の進行
- 情報化・IT(情報通信技術)革命の進展
- グローバル化の進展

### 【環境に関する国内外情勢】

- 都市・生活型公害への変化
- 地球環境問題の深刻化
- 循環型社会への移行
- 環境リスクの顕在化
- 生物多様性の危機
- 環境効率性の重視等
- 持続可能社会の形成に向けたとりくみの活発化

## 【現状と課題】

- 生活活動や経済活動が環境に大きな負荷を与えるものとなっている
- 環境の保全と創造と健全な経済活動が併せて実現できるしくみが必要
- 様々な分野やレベルで、より多くの活動主体が求められています
- すべての活動主体の参画と協働をより強化する必要があります
- 環境面における20世紀の負の遺産が多く残っています
- 自動車や生活排水などによる様々な都市・生活型公害が生じています
- 里山やため池など豊かで多様な自然環境が失われつつあります
- 地球環境問題には県民一人ひとりの行動が深く関わっています

## 【計画の目標—第3部】

### “共生と循環の環境適合型社会”の実現

#### 【環境の姿】

- 心地よい陽の光・大気・水・土に包まれた健やかな環境
- 多様な生き物が共生する豊かな自然環境
- 個性的な文化や景観に包まれた居住環境

#### 【社会の姿】

- 地域間のみならず世代間の公平が確保されている社会
- 環境の保全と創造のしくみが盛り込まれた経済社会
- 環境に負荷を与えない知恵や手立てを定着・発展・伝承する社会

#### 【人々の姿】

- 共生と循環を基調とした暮らしを営む人々
- より良い環境づくりに責任を持って取り組んでいる人々
- 健康で文化的な生活を営んでいる人々

## 【目標達成への基本戦略—第4部】

- 「ひょうごエコ・ライフスタイル」の創造  
(県民、事業者、行政が一体となって、5R生活など環境にやさしい「ひょうごエコ・ライフスタイル」づくりに取り組む)
- 環境のとりくみが盛り込まれた社会経済システムの構築  
(「環境に良いことをしても損をしない」さらに「環境に良いことをしたら儲かる」産業活動システムをつくる)
- 担い手の育成とパートナーシップの形成  
(県民、事業者、行政が、環境問題について認識を深め、共有し、環境づくりの担い手として役割を果たすとともに、環境コミュニケーションを構築し、各主体間のパートナーシップを育成する)
- 地域間、世代間の公平性の確保  
(地域間、世代間において、優れた環境の恵みを公平に享受できるしくみをつくる)

## 【とりくみ・施策—第5、6部】

### 【基本戦略推進のためのとりくみ・施策】

- 環境学習・教育の展開
  - 様々な場における学習システムの構築
  - 実践に向けての学習・教育活動の展開
- 環境に配慮した経済活動の推進
  - 「環境の保全と創造」の意識を持った生産・消費活動の展開
  - エコビジネス(環境産業)の育成
  - 経済的手法の開発と導入
- ネットワークと協働によるとりくみの推進
  - 自発的とりくみの推進
  - 相互理解を基盤とした協力・連携活動の推進
  - 参画と協働を推進する機能の育成
  - 環境情報の収集・提供・公開・共有の促進
  - 新環境保全協定の推進
- 優れた環境を公平に享受できるしくみづくり
  - 広域ネットワーク形成の促進
  - 国際的な協力・支援の積極的展開
  - グリーンエネルギーの積極的導入
  - 環境影響評価制度の適切な運用と新たな展開

### 【環境保全創造のためのとりくみ・施策】

- 地域環境への負荷の低減
  - 大気環境の保全
  - 水・土壌環境の保全
  - 環境汚染物質対策の推進
  - 資源循環システムの構築
- 自然環境の保全と美しい環境の創造(ひょうごの森・川・海再生プランの推進)
  - 自然環境の保全
    - 多様な生き物と共生する自然豊かな環境の創造
    - 人と自然とのふれあいの機会と場の拡充
  - 美しい環境の創造
    - 優れた環境資産の保全と継承
    - さわやかな緑の創造の推進
    - 健全な水循環の確保
    - 優れた景観の保全と創造
    - 環境に配慮した地域づくり
- 地球環境問題への対応
  - 地球温暖化防止対策の促進
  - オゾン層保護対策の推進
  - 酸性雨、酸性霧対策や熱帯雨林の保全等の地球環境問題へのとりくみ

## 【計画の実効ある推進—第7部】

### 【環境に関するとりくみ・施策の総合的推進】

- 県民、事業者、民間団体等と一緒に計画推進
- 県の環境施策の総合的かつ戦略的推進
  - ・環境適合型社会形成推進会議
  - ・環境創生5%システム
- 計画の確実なフォローアップ

### 【各活動主体の役割】

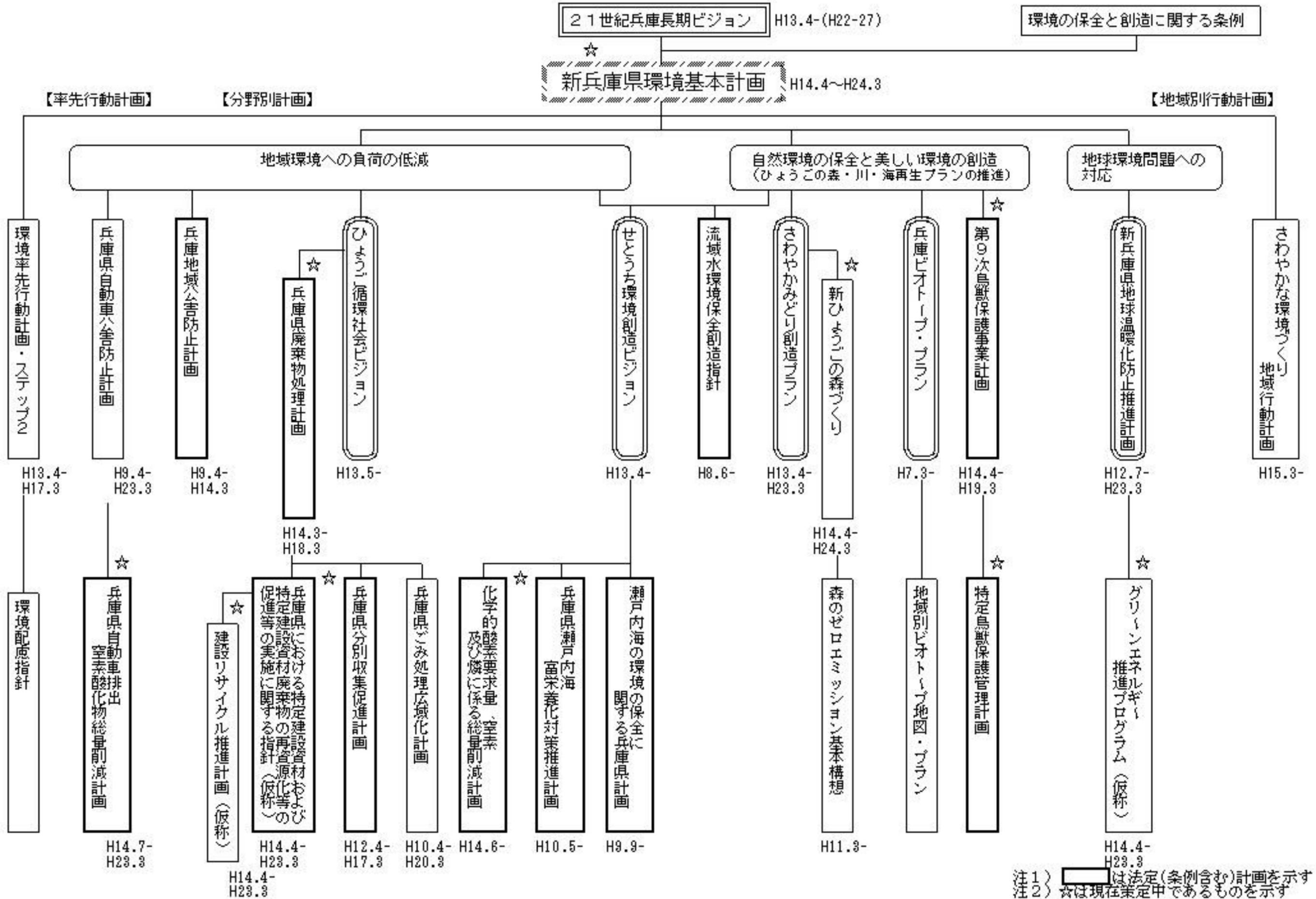
- 県民 ○事業者 ○民間団体 ○県・市町

### 【分野別・地域別行動計画の策定・推進

#### 行政活動のグリーン化の推進等】

- 分野別計画の推進
- 地域別行動計画の策定・推進
- 阪神・淡路大震災からの復興にあたっての環境配慮
- 行政活動のグリーン化の推進
- 先導的事業の実施と成果の活用

<新兵庫県環境基本計画の位置づけ>



## 「兵庫県税制研究会」の概要

### 1 設置について

新たな財源確保及び政策手段としての活用の観点から、法定外普通税、法定外目的税、超過課税等の課税自主権の活用可能性について検討するため、平成13年11月、学識者5名で構成する「兵庫県税制研究会」が設置された。

### 2 検討内容

環境保全、地域振興等の各種政策課題について、本県の現況や法制度の問題点、行政施策の内容を踏まえ、16項目の税について検討が行われ、平成14年11月に報告書が提出された。

### 3 報告書について

報告書（兵庫県にふさわしい課税自主権の活用のあり方についての報告）では、課税自主権について検討を進める場合の論点や課題がとりまとめられ、今後、県において、「森林保全のための県民税の均等割の超過課税」、「自家用乗用車に対する自動車税の超過課税」、「産業廃棄物抑制のための税」等について、行財政構造改革の推進、既存税目に係る適正・公平な執行、納税義務者及び県民の理解、政策目的・事業内容の十分な検討の点に留意しながら、さらに検討を要するものとされた。

## 〔参 考〕

### 経 過

平成13年11月	兵庫県税制研究会設置（平成14年10月まで12回開催）
同 年12月	外形標準課税導入までの臨時特例事業税について緊急報告
同 14年11月	「兵庫県にふさわしい課税自主権の活用のあり方についての報告」

### 委員構成

- ・齊藤 慎 （大阪大学大学院経済学研究科教授）（財政学）（委員長）
  - ・石原 俊彦 （関西学院大学産業研究所教授）（会計学）
  - ・佐藤 英明 （神戸大学大学院法学研究科教授）（租税法）
  - ・谷口 勢津夫（甲南大学法学部教授）（租税法）
  - ・新澤 秀則 （神戸商科大学経済研究所教授）（環境経済学）
- 50音順

## 兵庫県税制研究会で検討を行った課税の仕組み

	税 目	趣 旨	充当事業	課税客体	納税義務者	徴収方法	税 率	税収見込
森林保全	水道の使用に対する税 (法定外目的税)	・森林整備のための財源確保	水源涵養林、里山林等の整備等	水道の使用	水道使用者	特別徴収 (上水道、簡易水道)	1立方メートルあたり1円	億円7
	個人県民税均等割の超過課税 (個人県民税の超過課税)			県民	県民	普通徴収 特別徴収	標準税率1,000円に加え、500円を上乗せ	10
自然環境保全	土石採取税 (法定外目的税)	・自然環境の保全・創造のための財源確保	森林整備、県土緑化等	土石の採取 (土取り及び採石)	土石採取を行う者 (5,000平方メートル以上の採取地)	申告納付	1立方メートルあたり 採石 30円 土取り10円	10
地球温暖化防止	自家用乗用車に対する税 (自動車税の超過課税)	・二酸化炭素の排出抑制 ・グリーンエネルギー導入促進のための財源確保	太陽光発電等導入促進補助等	自家用乗用車の所有	自家用乗用車の所有者	普通徴収	標準税率の1.1倍	60
	エネルギー消費に対する税 (法定外目的税)	・二酸化炭素の排出抑制 ・グリーンエネルギー導入促進のための財源確保	太陽光発電等導入促進補助等	燃料及び電力の消費	エネルギー管理指定工場の経営者	申告納付	炭素1tあたり1,000円	80
	化石燃料の引取りに対する税 (法定外普通税)	・二酸化炭素の排出抑制 ・現行石油諸税に代わる財源確保	一般財源	化石燃料の引取り	化石燃料の引取りを受ける者	特別徴収 (元売業者、特約業者等)	炭素1tあたり5,000円	490 (現行石油諸税(480億円)の廃止を想定)
大気汚染防止	自動車NOx・PM法の車種規制猶予中のディーゼル車に対する税 (自動車税の超過課税)	・特定自動車排出基準適合車への買換促進 ・大気汚染対策のための財源確保	低公害車導入補助等	ディーゼル車の所有	ディーゼル車の所有者 (対策地域(神戸・姫路)に定置場を有し、自動車NOx・PM法の特定排出基準に適合しないもの)	普通徴収	標準税率の1.1倍	5
	高速道路の通過交通に対する税 (法定外目的税)	・通過交通の迂回を誘導するための政策税制		阪神高速3号神戸線の通過行為	対象区間を通過するディーゼル車の使用者	普通徴収 (ETCを利用)	通過1回あたり300円	4
産業廃棄物抑制	産業廃棄物の排出に対する税 (法定外目的税)	・産業廃棄物の排出抑制 ・リサイクルの促進	廃棄物対策、リサイクル促進対策	産業廃棄物の排出 (リサイクルは除く)	多量排出事業者 (年排出量1,000t以上)	申告納付	1tあたり1,000円 (中間処理施設に搬入する場合は減量化を考慮した率を乗じて得た額)	7
	産業廃棄物の最終処分に対する税 (法定外目的税)	・産業廃棄物の最終処分の抑制 ・中間処理の促進 ・リサイクルの促進		産業廃棄物の県内処分場への搬入	排出事業者	特別徴収 (最終処分場の設置者)	1tあたり1,000円	15
リサイクル促進	ペットボトル飲料等の販売に対する税 (法定外目的税)	・ペットボトル及び缶の回収促進、散乱防止 ・本県独自の回収システム構築のための財源確保	消費者へのポイント発行経費、回収センター設置経費への補助	ペットボトル飲料等の譲渡	譲渡を受ける消費者	特別徴収 (小売業者)	500ml以下 5円 500ml超 10円	100
	ペットボトル飲料等の生産に対する税 (法定外目的税)			ペットボトル飲料等の生産	生産業者	申告納付		上記以上の税収の見込み
観光振興	高額の宿泊行為に対する税 (法定外目的税)	・奢侈的な消費行為に対する課税 ・観光振興のための財源確保	観光振興事業	県内の旅館・ホテルでの宿泊行為	県内の旅館・ホテルで宿泊を行う者	特別徴収 (旅館・ホテルの経営者)	1泊2食宿泊料金の5~10% (1泊2食20,000~25,000円以下非課税)	8~12
	宿泊行為全般に対する税 (法定外普通税)	・行政サービスの受益に対する課税 ・観光振興のための財源確保					1泊につき100~200円 (1泊2食10,000円以下非課税)	5~10
プレジャーボート対策	保管場所未確保艇に対する税 (法定外目的税)	・放置艇の抑制 ・放置艇対策のための財源確保	係留施設整備 沈没船処理促進等	プレジャーボート(保管場所未確保に限る)の所有	プレジャーボート(保管場所未確保に限る)の所有者	普通徴収	1隻あたり50,000円を基本として船体の全長により差を設ける。	4
	すべてのプレジャーボートに対する税 (法定外普通税)	・財産課税、奢侈品課税 ・港湾施設整備、スポーツ振興等のための財源確保	港湾施設整備 スポーツ振興等	プレジャーボートの所有	プレジャーボートの所有者		(水上オートバイは、5,000円を基本として出力等により差を設ける)	5

### 第3章 課税自主権の活用にあたっての考え方

#### 1 活用の方向

(1) 課税自主権の活用については、主に次の3つの方向が考えられる。

##### 一般的な税収の確保

税の本来的な役割である「行政サービスに要する財源確保」の観点から、一般的な財政需要を充足するための税収の確保を図るため、広く住民に負担を求めるものである。

##### 特定の政策課題に対応するための財源の確保

と同じく「行政サービスに要する財源確保」の観点から課税自主権を活用するものであるが、特定の政策課題に対応するための事業等に要する財源の確保のため、当該事業等の受益者や原因者に、公平の見地から応分の負担を求めるものである。

##### 特定の政策目的を実現するための政策誘導の手段

税は、その本来的な役割である「行政サービスに要する財源確保」という性格に加えて、特定の政策目的の実現や特定の行為の抑制・促進の手段として創設することも可能である。

特に環境問題の解決のためには、従来の規制的手段のみならず、税をはじめとする経済的手法を含む総合的な対策が求められており、課税自主権の活用にあっても、環境に負荷を与える行為に課税を行い、環境負荷抑制のインセンティブ効果を生じさせるなど、環境保全という「政策目的を実現するための政策誘導の手段」として活用することが考えられる。

(2) 以上のとおり、課税自主権の活用については3つの方向が考えられるが、国・地方を通じ主要な税源は既に法定税目として課税されており、既存の法定税目と課税標準が重複していないことが求められる法定外税によって多くの財源を確保することは、現実には困難である。また、超過課税については、比較的大きな税収を確保しうるが、現行地方税法上は、当該税収を必要とする特別の財政需要の存在が求められる。

一方、兵庫県においては、成熟社会に向けて真の豊かさが実感できる社会を実現するため、環境保全、地域振興等、様々な政策課題に対応するための戦略的な施策展開が求められている。

したがって、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策目的を実現するための政策誘導の手段として、課税自主権の積極的な活用を図るべきである。

(以下、略)

## 第4章 課税自主権の具体的検討

### 第1節 環境保全

#### 1 森林保全のための税

##### (1) 検討の趣旨

森林は、水源の涵養や土砂崩壊の防止など県民生活に欠くことができない多面的な公益的機能を果たしているが、これらの機能は、森林が適正に管理され、健全な状態にあってこそ初めて高度に発揮される。

しかしながら、兵庫県では、林業の不振に加え、農山村人口の減少、高齢化の進行等により、森林の放置、荒廃が進んでいる。

人工林のうち手入れを必要とする要保育森林（約15万ヘクタール）については、木材価格の低迷により収益性を無視してまで間伐を実施できる状況になく、間伐を実施すべき時期に来ているにもかかわらず放置される森林が増えており、間伐実施率は50%程度にとどまっている。

また、天然林（里山林）（約30万ヘクタール）については、生活様式の変化に伴い、人の手が全く入らない森林が増加しており、近年、生物の多様性やレクリエーションなど多面的な機能が見直されつつあるものの、その整備には多くの財政的・人的負担が必要である。

兵庫県では、平成6年度に「ひょうご豊かな森づくり構想」を策定し、森林を県民の安全で快適な生活を確保していくために欠くことができない環境財として捉え、県民共通の財産として県民総参加による森づくりを進めてきた。

さらに、平成14年度からは、「新ひょうごの森づくり」を10年間にわたり展開し、市町と連携した公的管理による間伐率向上をめざす「森林管理100%作戦」等を推進している。

このような長期的・継続的な事業展開のためには、一定の安定的な財源が必要であり、森林の恩恵は無料であるという誤解を払拭し、県民の参加意識を醸成しながら、適正な負担のあり方を検討する必要がある。

そこで、森林の持つ公益的機能のうち、主として水源涵養機能に着目し、水道を使用する者に水源である森林整備に係る応分の負担を求める「水道の使用に対する税」（法定外目的税）を検討する。

また、森林の公益的機能はすべての県民が広く享受していることから、県民全体に森林整備に係る応分の負担を求める「個人県民税均等割の超過課税」を検討する。

## ( 2 ) 課税の仕組みの例

	水道の使用に対する税 (法定外目的税)	個人県民税(均等割)の超過課税
課税客体	水道(上水道、簡易水道)の使用	県民(個人)
納税義務者	水道(上水道、簡易水道)の使用者 553万人(13年3月末)	個人県民税均等割の納税義務者 199万人(14年度)
税 率	水道使用量1立方メートルにつき1円	超過税率500円(標準税率は1000円)
徴収方法	水道事業者による特別徴収 271事業体(うち市町243(重複計上)) (13年3月末)	普通徴収及び給与支給者による特別徴収
税収見込み	約7億円 年間給水量約7.6億 $m^3$ (13年3月末)から算出	約10億円
税収の使途	森林整備(水源涵養林、里山林の整備等)、県土緑化等	

## ( 3 ) 検討結果

上記の2つの例を比較検討した結果は、次のとおりである。

「水道の使用に対する税」については、森林の水源涵養機能に着目したものであるが、阪神間の上水道は淀川水系への水源依存度が高いため(県下全体では全給水量の約4割を依存)、阪神間の水道使用者に県内森林整備の費用負担を求めることは困難な面がある。

そこで、阪神間の水道使用者に理解を求める方法として、阪神間での森林整備に税収の相当額を充当し、実質的公平を確保する方法が考えられるが、「水道使用に伴う受益に対する負担」という課税趣旨からは外れることになる。

また、公平性の点からは、工業用水も課税対象とすべきであるが、阪神間の工業用水道には上水道と同様の問題があるうえ、地下水を取水している企業については取水量が把握できないため、すべての工業用水に課税することは課税技術上困難である。

「個人県民税均等割の超過課税」については、森林の公益的機能による受益は県民生活全般に関連し、上流地域・中流地域・下流地域、あるいは、山林地域・農村地域・都市地域を問わず、すべての県民が享受していることに鑑みれば、会費的性格を有する均等割の超過課税により、全県民に一律の負担を求めることは、税制度として合理性を有すると考えられる。

なお、上記の点は法人についても同様であることから、法人県民税均等割の超過課税等、法人に負担を求める方法についても検討する必要がある。

いずれにしても、森林の公益的機能による受益に対する県民の理解が前提となることから、森林の公益的機能の重要性や受益の内容について県民にわかりやすく説明し、等しく追加の税負担を負うことについて十分なコンセンサスを得る必要がある。

したがって、「個人県民税均等割の超過課税」については、森林の公益的機能の重要性や受益の内容についての理解の促進を図りつつ、さらに検討を進めるべきである。

他府県の森林保全のための税等に係る状況  
(導入が決定した県、具体的な課税案が示された県等)

(H16.12)

	課税方式(名称)	納税義務者	税率	税収	備考
高知	県民税均等割の超過課税 「森林環境税」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 500円 法人 500円	億円 1.4	県税条例改正(附則)15.2 森林環境保全基金創設 15年4月から実施
岡山	県民税均等割の超過課税 「おかやま森づくり県民税」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 500円 法人 現行均等割額の5%相当額	4.5	14年度(水道料金課税) 15年度(県民税超過課税) 県税条例の特例条例制定 15.12 森づくり県民基金を活用 16年4月から実施
鳥取	県民税均等割の超過課税 「森林環境保全税」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 300円 法人 現行均等割額の3%相当額	1.0	14年度(水道料金課税) 15年度(県民税超過課税) 県税条例改正(特例条項)16.2 森林環境保全基金創設 17年4月から実施
鹿児島	県民税均等割の超過課税 「森林環境税」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 500円 法人 現行均等割額の5%相当額	3.8	15年度 構想発表(15.9、16.2) 県税条例の特例条例制定 16.6 17年4月から実施
島根	県民税均等割の超過課税 「水と緑の森づくり税(仮称)」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 500円 法人 5%相当額	1.9	14年度(水道・県民税超過) 16年度(県民税超過課税) 県税条例の特例条例案、 水と緑の森づくり基金条例 案の上程(16.12) 17年4月から実施(予定)
香川	県民税均等割の超過課税 「水環境保全税(仮称)」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 2,400円 法人 15%相当額	10	15年度 課税案公表(15.6) 課税案公表(16.2)
愛媛	県民税均等割の超過課税	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 500円 法人 5%相当額	3.2	16年度 課税案公表(16.6)
媛	水道課税方式 (法定外目的税)	水道の使用契約者	月額 40円	2.8	
山梨	地下水(ミネラルウォーター-)採取への課税 (法定外目的税)	ミネラルウォーターとして販売・原料供給することを目的として、地下水を採取する行為を行う者	従量制 (0.5~1円/リットル)	2.0~ 4.0	14年度 研究会中間報告公表
神奈川県	県民税均等割・所得割の超過課税 「かながわ水源環境保全税(仮称)」	県民税の納税義務者 (個人のみ)	均等割 個人 1,000円 所得割 所得金額700万円以下の部分 現行2.0% 2.1% (700万円超過部分は3.0%のまま)	約100	15年度 生活環境税制のあり方に関する報告書(15.10)  16年度 課税素案議会提出(16.7) 事業計画案議会提出 (16.9)
大分	県民税均等割の超過課税 「森林環境税(仮称)」	県民税の納税義務者 (個人・法人)	個人 500円 法人 5%相当額	2.9	16年度 懇話会報告書公表(16.9)
備考	その他、岩手県 長野県、静岡県、新潟県、奈良県、山口県などで検討が進められている。				

## 県民税均等割超過課税と法定外目的税との比較

県民税均等割超過課税と、同じ内容で法定外目的税を創設し、県民税と同時に課税する場合とを比較検討する。

区 分	県民税均等割超過課税	法定外目的税県民税同時課税
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民税と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に住所等を有する個人及び県内に事務所等を有する法人（県民税に同じ）</li> </ul>
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人：市町が市町民税の賦課徴収と併せて実施（地方税法第41条）</li> <li>・ 法人：県に申告納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人：市町同意のうえ、市町が賦課徴収を処理。市町は市町民税・県民税の賦課徴収に併せて賦課徴収を実施（地方税法第20条の3）</li> <li>・ 法人：法人県民税の申告納付に併せて県に申告納付</li> </ul>
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存税制の活用により、事務的負担・徴税コストが軽減される。</li> </ul> <p>（課税庁） 個人・法人とも既に標準税率分の事務処理があり、事務量の増加は想定できない。 システム変更も基本的には税率変更のみで対応可能</p> <p>（納税義務者（特別徴収義務者含む）） 標準税率分の事務処理を行う中で対応可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税の趣旨、用途等が明確となる。</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通税であり、税の趣旨・用途等を明確とするための方策を講じる必要がある（税込と事業実施の時間的調整への対応も含め基金等の設置が必要）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法20条の3第2号では、市町が処理できるのは県税の賦課徴収の事務の一部とされており、新たに導入する税の賦課徴収のすべてを市町が処理できるかという問題がある。</li> <li>・ 市町が賦課徴収の事務を処理することに同意するには、団体の意思決定として議会の議決が必要であり、全市町で処理の同意が得られるか不透明</li> <li>・ 新たな税の創設であり、事務負担・徴税コスト等が増大する。</li> </ul> <p>（課税庁） 申告書の受付、納付処理等、基本的な賦課徴収事務が新たに発生し、滞納等も県民税とは別途発生する可能性がある。 また、新たなシステムの開発等も必要。</p> <p>（納税義務者（特別徴収義務者含む）） 特別徴収義務者には、新たな特別徴収の事務が発生。 法人も、新たな税に対応した申告納付の事務が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税込と事業実施の時間的調整が必要な場合が生じる。（基金等の設置で対応）</li> <li>・ 地域社会の構成員に会費的負担を求める税制度が目的税としてふさわしいについては問題がある。</li> </ul>

## 神戸市の国民健康保険料について

### 国民健康保険料の算定方法

- (1) 国民健康保険料は、医療費分保険料と介護分保険料を併せて算定。
- (2) 医療分保険料は、その年度に必要と見込まれる医療費から、国の補助金や市の繰入金と、一部負担金を差し引いた額により算定。
- (3) 介護分保険料は、40歳以上65歳未満の国民健康保険の加入者のいる世帯で負担し、その年度に国に納付すべき介護給付費納付金から国庫支出金を差し引いた額により算定。
- (4) 神戸市では医療分保険料・介護分保険料とも次の3つの要素に分けて保険料を計算

### 【医療分保険料の場合】

平成16年度に必要と見込まれる医療費（老人保健拠出金を含む）			
国の補助金	市の繰入金	保険料	一部負担金
所得割 47%		均等割 32%	平等割 21%

所得割額：市県民税額（均等割及び所得割）をもとに所得に応じて負担  
 （賦課総額の47%を加入者の市県民税総額で割って料率を算出）

均等割額：加入者数に応じて負担  
 （賦課総額の32%を加入者総数で割って料率を算出）

平等割額：1世帯当たり定額負担  
 （賦課総額の21%を加入世帯総数で割って料率を算出）

### 【神戸市の保険料額（16年度）】

#### 医療分

所得割額（加入者全員の税額に応じて）	平成16年度市県民税額×5.33
被保険者均等割額（加入者の人数に応じて）	26,830円×加入者数
世帯別平等割額（1世帯当たり定額で）	30,260円
年額保険料 =	+ + （ただし、52万円を超えるときは52万円）

#### 介護分

所得割額	40歳以上65歳未満の加入者の平成16年度市県民税額×0.87
被保険者均等割額	6,700円×40歳以上65歳未満の加入者数
世帯別平等割額	5,740円（1世帯当たり定額）
年額保険料 =	+ + （ただし、8万円を超えるときは8万円）

## 個人県民税の均等割について

### 1 均等割の性格

住民が地方公共団体から受けている様々な行政サービスの対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、住民税の基礎的部分として位置づけられる（住民の地方自治参画の公費）。

### 2 標準税率（年額） 制限税率なし

	15年度まで（改正前）		平成16年度～
県民税	1,000円		1,000円
市町村民税	人口50万以上の市	3,000円	} 3,000円
	人口5万以上50万未満の市	2,500円	
	人口5万未満の市町村	2,000円	

### 3 納税義務者数（平成14年度：本県）

	均等割のみ	均等割及び所得割	所得割のみ（共働きのみ）	計
納税義務者数（人）	167,526	1,854,101	384,175	2,405,802
構成比（％）	7.0	77.1	16.0	100.0

2,021,627（84.0）〔現行〕

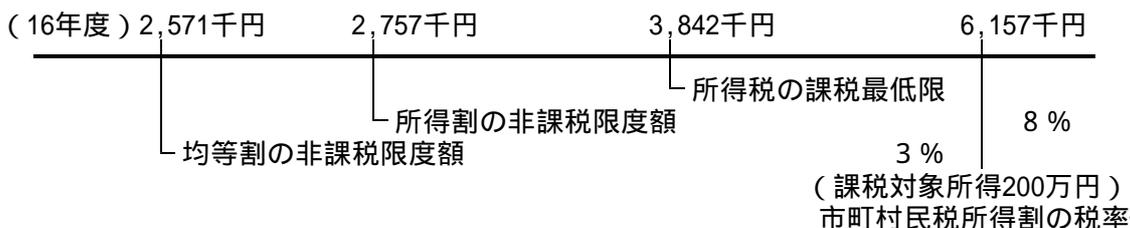
2,405,802（100.0）〔改正（平成17年度～）〕

### 4 非課税

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・ 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得が125万円以下の人
- ・ 前年中の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人
- ・ 均等割を納める夫と生計を一にし、夫と同一の市町内に住所を有する妻（16年度まで）

夫婦2人給与所得者の場合（年間収入金額ベース）

（非課税限度額及び課税最低限は、所得控除の適用の結果、税負担額が0になる年間収入金額をいうものであり、家族構成によってその額は異なる）



### 5 超過課税の実施状況

#### (1) 市町村（平成14年4月現在）

市町名	標準税率	超過税額	実施理由
鳥取県境港市	2,000円	500円	財源の安定確保のため（平成8年度～）
北海道南茅部町	〃	600円	生活関係インフラ整備に充当するため
〃 の13町3村	〃	〃	財源確保、財政力向上のため 等

#### (2) 都道府県（平成16年7月現在）

都道府県名	標準税率	超過税額	実施理由
高知県	1,000円	500円	森林環境保全のため（平成15年度～）
岡山県	〃	500円	森林保全のため（平成16年度～）
鳥取県	〃	300円	森林環境保全のため（平成17年度～）
鹿児島県	〃	500円	森林環境保全のため（平成17年度～）

## 平成 16 年度税制改正（個人住民税均等割の見直し）について

### 1 政府税制調査会「平成 16 年度の税制改正に関する答申」（平成 15 年 12 月 15 日）

#### (4) 個人住民税

均等割は、地方公共団体による様々な行政サービスの対価として、広く住民が地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分である。

しかしながら、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻は、いくら所得を得ていても均等割が非課税とされる。課税の公平の観点から、この非課税措置を廃止すべきである。

さらに、均等割の税率は、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率の引上げを図る必要がある。また、市町村の行政サービスは人口規模に見ても格差がなくなってきており、市町村民税均等割における人口段階に応じた税率区分を廃止すべきである。

### 2 平成 16 年度与党税制改正大綱（平成 15 年 12 月 17 日）

#### 第二 平成 16 年度税制改正の基本的考え方

##### (2) 個人住民税均等割

個人住民税均等割は、広く住民が地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、地方自治を支える重要な税である。

平成 16 年度税制改正においては、制度上の課題について、見直しを行い、市町村民税における人口段階に応じた税率区分を廃止するとともに、税負担の公平の観点から、生計同一の妻に対する非課税措置を段階的に廃止し、所得金額一定以上の者について均等割を課すこととする。

#### 第三 平成 16 年度税制改正の具体的内容

2 地方税の基幹税である個人住民税の基礎的部分としての均等割について、次のとおり見直しを行う。

(1) 市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、その税率を 3,000 円（年額）に統一する。

(2) 個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する非課税措置を廃止する。

(注) 上記の改正は平成 17 年度分以後の個人住民税について適用するが、上記の者に係る平成 17 年度分の個人住民税については、その税率を 2 分の 1 に軽減する。

#### 均等割額の推移

(単位：円)

		S25 年	S26 年	S29 年	S51 年	S55 年	S60 年	H8 年	H16 年	
市 町 村 民 税	標 準 税 率	人口 50 万人以上の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000
		人口 5 万以上 50 万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	
		その他の市及 び町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	
道府県民税（標準税率）		-	-	100	300	500	700	1,000	1,000	

## 法人県民税の均等割について

### 1 均等割の趣旨

地域社会の構成員としての法人に対して、所得の多寡にかかわらず、個人と同様に、地域社会の費用を広く分担していただく応益課税

### 2 標準税率

(道府県民税)

資本等の金額	標準税率	課税法人数(本県)	税収額(本県)
50億円超	年80万円	1,189	863
10億円超 50億円以下	年54万円	935	473
1億円超 10億円以下	年13万円	2,869	355
1千万円超 1億円以下	年5万円	19,581	938
1千万円以下	年2万円	75,697 (75.5%)	1,468 (35.8%)
計		100,271	4,097

(市町民税)

従業員数	標準税率
50人超	年300万円
50人以下	年41万円
50人超	年175万円
50人以下	年41万円
50人超	年40万円
50人以下	年16万円
50人超	年15万円
50人以下	年13万円
50人超	年12万円
50人以下	年5万円

(注) 税収額等は、平成14年度決算見込額(兵庫県)による。  
 なお、制限税率は、道府県税：なし、市町民税：標準税率の1.2倍

### 3 税率の推移

(円)

資本等の金額	29年度～	42年度～	51年度	52年度	53年度～	58年度	59年度～	6年度～		
50億円超	600	1,000	6,000	20,000	200,000	300,000	750,000	800,000		
10億円超50億円以下					100,000	200,000	500,000	540,000		
1億円超10億円以下					20,000	40,000	100,000	130,000		
1千万円超1億円以下					3,000	6,000	6,000	12,000	30,000	50,000
1千万円以下					600	1,800	2,000	2,000	4,000	10,000

### 4 超過課税の実施状況

(1) 市町村(平成15年4月現在)

574団体

(2) 都道府県(平成16年7月現在)

県名	超過税率	実施理由
大阪府	資本金1億円超 標準税率の2倍 資本金1千万円超1億円以下 標準税率の1.5倍	危機的な財政状況の下、「大阪産業再生プロジェクト」等の大阪再生に向けた府政の緊急かつ重要な課題に対処(13年度～)
高知県	標準税率に500円上乘せ	森林環境保全のため(15年度～)
岡山県	標準税率の1.05倍	森林保全のため(16年度～)
鳥取県	" 1.03倍	森林環境保全のため(17年度～)
鹿児島県	" 1.05倍	" (17年度～)

(参考) 本県の法人県民税均等割の納税義務者数(平成14年度)

資本金額の階層	納税義務者数
50億円超	1,189
10億円超50億円以下	935
1億円超10億円以下	2,869
1千万円超1億円以下	19,581
1千万円以下	75,697
合計	100,271

## 法人関係税超過課税関連基金条例

### 勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年3月12日条例第5号）

#### （設置）

第1条 県は、勤労者総合福祉施設の整備の資金に充てるため、勤労者総合福祉施設整備基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

一部改正〔昭和56年条例4号・平成元年6号〕

#### （積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 毎年度の県民税法人税割額のうち標準税率による課税額を控除した額に相当する額の範囲内で知事が定める額

(2) 基金から生ずる収入額

2 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。

一部改正〔昭和56年条例4号〕

#### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实有利な方法により保管するものとする。

#### （処分）

第4条 基金は、勤労者総合福祉施設の整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。ただし、第2条第1項第1号の規定により積み立てられる額のうち、昭和60年11月1日以後に収入される県民税法人税割額に係る積立額及び当該積立額から生ずる収入額については、野外活動施設の整備の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

全部改正〔昭和56年条例4号〕、一部改正〔昭和59年条例6号・平成元年6号〕

#### （繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正〔平成11年条例43号〕

#### （補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

### 勤労者総合福祉施設運営基金条例（昭和56年3月11日条例第4号）

#### （設置）

第1条 県は、勤労者総合福祉施設の運営の資金に充てるため、勤労者総合福祉施設運営基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

一部改正〔平成元年条例6号〕

#### （積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 毎年度の県民税法人税割額のうち標準税率による課税額を控除した額に相当する額から当該年度の勤労者総合福祉施設の整備に充てた額と勤労者総合福祉施設整備基金条例第2条第1項第1号の規定により積み立てた額との合計額を控除した額の範囲内で知事が定める額

(2) 基金から生ずる収入額

2 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。

一部改正〔平成元年条例6号〕

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、勤労者総合福祉施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

2 前項の経費の財源に充てることのできる額は、基金から生ずる収入に相当する額の範囲内とする。

ただし、次の各号に掲げる額については、当該各号に定める額の範囲内とする。

(1) 県民交流広場の運営の財源に充てることのできる額 第2条第1項第1号の規定により積み立てられる額(以下「積立額」という。)のうち、平成17年11月1日以後に収入される県民税法人税割額に係る積立額に相当する額及び当該積立額に相当する額から生ずる収入に相当する額

(2) 地域スポーツ活動拠点施設の運営の財源に充てることのできる額 積立額のうち、平成12年11月1日から平成17年10月31日までに収入される県民税法人税割額に係る積立額に相当する額及び当該積立額に相当する額から生ずる収入に相当する額

(3) 勤労者総合福祉施設の市町等への移譲に要する経費の財源に充てることのできる額 積立額のうち、平成12年11月1日前に収入された県民税法人税割額に係る積立額に相当する額及び当該積立額に相当する額から生ずる収入に相当する額

一部改正〔平成元年条例6号・12年10号・15年8号・16年10号〕

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正〔平成11年条例43号〕

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分限度の特例)

2 金融情勢の著しい変化にかんがみ、当分の間、第4条第2項本文の規定にかかわらず、基金は、勤労者総合福祉施設の運営の財源に充てるため、基金から生ずる収入に相当する額の範囲を超えて処分することができるものとする。

追加〔平成15年条例8号〕

(勤労青年総合福祉施設整備基金条例の一部改正)

3 勤労青年総合福祉施設整備基金条例(昭和52年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改める。

第1条中「及び運営」を削る。

第2条第1項第1号中「県民税法人税割額」を「毎年度の県民税法人税割額」に改める。

第4条を次のように改める。

(処分)

第4条 基金は、勤労青年総合福祉施設の整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

一部改正〔平成15年条例8号〕

用語集(最終報告書中の用語の説明)

番号	項	用語	説明文
1	まえがき	水源かん養	雨水を蓄え、湧水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能
2	まえがき	気候緩和	樹木の葉が日光を遮るとともに、水分の蒸散(植物体内の水分が水蒸気となって対外に発散する作用)により熱を奪うことで気候が緩和される。
3	まえがき	大気浄化	大気中の汚染物質を吸着する。
4	まえがき	公益的機能	社会公共に利益をもたらす機能
5	まえがき	薪炭材	薪及び木炭の原材料となる木材
6	1	保健・教育等の機能	森林浴、レクリエーションなどの場、自然学習実践の場としての利用により、人々に安らぎ与え、自然環境の大切さを伝える文化的機能
7	2	地域森林計画	知事が対象民有林において、5年ごとに10年を1期とする計画で、森林施業(伐採、造林、間伐、林道、保安林の整備等)に関する基本的な事項、森林関連施策の方向、森林整備の目標等を定めた計画
8	2	都市計画区域	「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」ため、都市計画法及びその他の関係法令の規制を受けるべき土地として、県が指定する区域を「都市計画区域」という。
9	2	市街化区域	都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)を定めることができる。  市街化区域と市街化調整区域を分けることを「線引き」といい、「線引き都市計画区域」とは、区域区分が定められた都市計画区域をいい、また「非線引き都市計画区域」とは区域区分が定められていない都市計画区域をいう。  市街化区域 : 既にある市街地や概ね10年以内に計画的に市街化を進めるべき区域 市街化調整区域 : 市街化を抑制すべき区域 市街地 : 人家や商店・ビルなどが立ち並び、一定以上の人が居住等を行っている地域
10	2	間伐	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の健全な成長のため、伐採により個体密度を調整する作業
11	2	民有林	国以外の個人、会社、地方公共団体等が所有している森林
12	2	国有林	国が所有する森林
13	2	人工林	人為的に植栽し、造成された森林で兵庫県では主にスギやヒノキ林をいう。
14	2	天然林	天然の力によって成立した森林で、兵庫県では主にアカマツ林やコナラ・アベマキなどの広葉樹林をいう。
15	2	要保育森林	本報告書では、樹木の生育を助け、健全な森林をつくるための手入れ(下刈り、除伐、間伐等)が必要な人工林をいう。
16	2	成熟森林	本報告書では、要保育森林以外の人工林をいう。
17	2	里山林	本報告書では、居住地の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取など通じて、地域住民に継続的に利用されることにより、維持管理されてきた森林をいう。
18	2	奥山林	一般的には里山林の奥に所在する森林を指すが、本報告書では、天然林で、国立公園特別保護地区や鳥獣保護法の特別保護地区に指定されている森林をいう。

19	2	緑資源機構	平成15年10月1日に発足した独立行政法人で、森林資源の利活用を図るための森林整備、林道開設、また森林造成と一体として農用地、土地改良施設の整備を実施する団体
20	3	土壌の流出	雨や風の作用で表土が流されること。養分の多く含まれた土壌が流出することにより土地がやせるほか、下流部では土壌の過度な堆積を生じる原因となる。
21	3	齢級	樹木の年齢を5年毎に区切ったもの。 例) 1 齢級: 1 ~ 5年生
22	3	林業採算性	立木を育て、伐採・収穫する経費と、販売収益との収支バランス
23	3	高齢森林	本報告書では、概ね林齢45年生以上の森林をいう。
24	3	生息地管理	野生動物が適正規模で生息することができるよう森林等の自然環境を保全・創造すること
25	3	調和的共存	農業被害の管理や、生息地管理などを通じ、人と野生動物が共に存在できること
26	3	薪炭林	薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林
27	3	農用林	田畑に必要な肥料用の落ち葉や、家畜に必要な飼料の供給を担っていた森林をいう。
28	3	常緑広葉樹	シイ、カシ、ツバキなどのように、一年中、葉を付けている広葉樹
29	3	遷移	時間の経過にともなって植物の構成が移り変わる現象。県内の多くの里山林は、アカマツ林やコナラ林などの落葉広葉樹林であったが、遷移によりシイ・カシなどの常緑広葉樹林へと変わりつつある。
30	3	国立公園特別保護地区	自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然が優れた属性を有しており、今後もその優れた自然環境の維持を図るべき地域として指定された区域
31	3	鳥獣保護法による特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、一定期間(20年以内の期間)を設けて指定された区域
32	4	社会資本整備審議会	社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、重要事項を調査審議する国土交通省の審議会の一つ。 総会、産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史風土分科会、河川分科会、道路分科会、建築分科会及びこれら分科会の部会により構成される。同審議会の議論を踏まえ社会資本整備重点計画が策定されている。
33	4	ヒートアイランド現象	都市において、高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。この現象は、等温線を描くと都心部を中心とした「島」のように見えるため、ヒートアイランド現象と呼ばれている。
34	4	重点密集市街地	国の第八期住宅建設五箇年計画に定められた緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に該当する市街地で、延焼危険性が特に高く地震時において大規模な火災の可能性があり、今後10年以内に最低限の安全性(注)を確保することが見込めないことから、重点的に改善が必要な密集市街地をいう。  (注) 最低限の安全性とは 安全確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど発生しない水準をいい、市街地の燃えにくさを表す不燃領域率40%以上を確保すること等をいう。

35	4	オープンスペース	都市のオープンスペースは、あらゆる人にとってアクセス可能で、文字通り「開かれた」非営利的空間であり、市街地においては環境インフラとも言われ、緑と合わせ防災性の確保及び住環境の向上に寄与するものである。 都市緑地保全法に定められている緑の基本計画（市町が策定）において、都市緑化に関する緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全が計画されている。
36	6	全国植樹祭	幅広い国民運動としての国土緑化運動の一環として、森林の手入れを通じて森づくりに関する気運の高揚や、次世代への連帯感を深めることを目的とした祭典。本県では、昭和29年に神戸市で、また、平成6年に村岡町で開催
37	6	林業生産活動	スギやヒノキなどの苗木を植栽し、間伐など保育を行ったうえ、伐採・収穫する林業経営にかかる一連の営み
38	6	森林の公的管理	森林は公共財という性格を有することから、行政機関がその維持保全に関与し、必要な措置を講ずること
39	6	環境保全機能	森林の持つ、水の貯蓄、洪水防止、気候緩和、二酸化炭素吸収等の機能
40	6	ミティゲーション	開発行為を行う場合に、生態系や自然環境への影響を最小限に抑えるために取られる補償措置や代替措置のこと
41	7	緑地保全地区	都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の緑地で、無秩序な市街化の防止や公害又は災害の防止となる、伝統的・文化的意義を有する、風致景観が優れている、動植物の生育地等となる、のいずれかに該当するものを「緑地保全地区」として指定することができる。 緑地保全地区に指定されると、建築物の新築や宅地の造成等の行為を行う際に知事の許可が必要となる。 なお、「都市緑地保全法」が「都市緑地法」に改正さ平成16年12月から施行予定であるが、都市緑地法において「緑地保全地区」は「特別緑地保全地区」に名称変更される。
42	7	微気象緩和	微気象とは、地表から100メートルくらいまで（2メートル以下のこともある）、水平的には数メートルから数キロメートルの範囲に起こる気象現象のことで、微気象の厳しさや激しさを和らげることを微気象緩和という。
43	7	線引き都市計画区域 非線引き都市計画区域	9「市街化区域」を参照
44	7	アドプト・プログラム	アドプトとは養子縁組のことであるが、兵庫県管理の道路・河川・海岸等の公共物において、一定区間毎に活動団体を募り、公共物と参加者が合意書を締結し、参加者が担当公共物の清掃美化、草刈り、植栽等の活動を行う取り組みをいう。
45	8	高齢の人工林の蓄積	本報告書では、45年生以上の成熟人工林が増加していくこと
46	8	落葉広葉樹	コナラやアベマキなど秋・冬期に落葉する広葉樹をいう。夏緑林ともいう。
47	8	下層植生	林内において地表付近で生育している植物
48	8	生物相	生息している生物の種類
49	8	生物多様性	生物多様性とは、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、大きく「生態系の多様性」「種の多様性」「種内の多様性」に分けられる。本報告書では、「種の多様性」（その場所に、どれだけ多くの種がいるか）の意で用いている。
50	8	針広混交林	スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林をいう。
51	9	森林環境教育	森林林業をテーマとして体験を重視しながら行う環境教育、森での体験を通して豊かな人間形成を目指す体験教育で、知識、体験を問わず森林や林業に関して学ぶこと

52	9	非線引用途地域 用途地域	<p>都市計画法では、土地の上に建てる建物の用途を規制することで、環境の保全や利便の増進を図るために「用途地域」を定めることができる。</p> <p>用途地域は12種類あり、住宅地、商業地、工業地などに適した地域に区分し、その区分ごとに建てられる建物の種類や大きさ（建ぺい率や容積率）などを決めている。</p> <p>市街化区域は用途地域を定めるものと、市街化調整区域は、原則として用途地域を定めないものとされている。また、非線引き都市計画区域では、必要な場合に用途地域を定めることができる。</p> <p>非線引用途地域とは、非線引き都市計画区域の中で、用途地域が定められているところをいう。</p>
53	9	兵庫県防災都市計画マスタープラン	<p>兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）の災害予防計画において、災害に強い都市（まち）づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定めるものとして位置付けられているプランで、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かし、震災後の都市計画の取り組みとして平成8年6月に策定したもの</p>
54	13	個人県民税（均等割）	<p>個人県民税は、道府県に住所を有する者に所得割及び均等割の合算額により課され、道府県内に事務所等を有する者で、その所在する市町内に住所のない者には均等割のみが課される。この税は市町村によって、個人市町村民税と一緒に課され、両方をあわせて住民税という。地方団体の行政サービスに必要とされる経費について、広く住民に負担を分任いただくことを旨とするものである。</p> <p>均等割は、均等の額によって課するもので、負担分任の精神に則り、できるだけ広く住民に税負担を求めるといった性格をもつ。</p>
55	13	超過課税	<p>地方団体が財政上その他の必要があると認める場合に、標準税率を超える税率により地方税を課税することをいう。本県においては、法人県民税及び法人事業税について超過課税を実施している。超過課税を行う場合の税率を超過税率という。</p>
56	14	賦課徴収	<p>賦課とは、一般的には、国又は地方団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう（課税）。賦課の決定をしたときは、納税義務者に対してその納めなければならない税額を決定し、納付の方法等を通知する。</p> <p>徴収とは、賦課決定された税金を具体的に国や地方団体の収入として収納する手続をいう。賦課と対比して用いられる行為や手続のこと</p>
57	14	普通税（目的税）	<p>税金は、その用途により分類すると普通税と目的税に分けることができる。</p> <p>普通税は、その用途が特定されず、一般的経費に充てることができるが、目的税はその用途が特定されている。</p>
58	14	県民税	<p>個人には、均等割と所得に対する所得割、配当割及び株式等譲渡所得割があり、法人には均等割と法人税額に対する法人税割が課される。また、利子等に対しては県民税利子割が課される。なお、個人の均等割及び所得割は市町村民税と併せて課される。</p>
59	14	法定外目的税	<p>法定外目的税は、平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で創設されたもので、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税をいう（地方税法第4条6項、第5条7項）。</p>
60	15	特別徴収	<p>地方団体が地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、この指定された特別徴収義務者が納税義務者から税金を徴収し、その徴収した税金を地方団体に納めることをいう。県税ではゴルフ場利用税、軽油引取税など。</p>

61	17	標準税率	地方税法における税率の分類の一つ。地方税法によって地方団体が課税する場合に通常用いることとされている税率であるが、その財政上その他の必要があると認める場合においては、地方団体の判断によって標準税率と異なる税率を条例で定めることができる（地方税法第1条第1項第5号）。
62	17	超過税率	55「超過課税」を参照
63	17	法人県民税	県内に事務所や事業所などがある法人等に課税される税金で、「均等割」と「法人税割」がある。均等割は、法人の所得の有無にかかわらず、一定の税額を課するもので、法人税割は法人税額を課税標準として課するものである。 法人県民税は、法人も個人と同様に地域社会の構成員であることから、その地方公共団体の経費を個人の住民と同様に分担することを求める税である。
64	18	(法人県民税における)資本等の金額	資本の金額又は出資金額と資本積立金との合計額をいう。
65	19	法人事業税	法人事業税は、法人がその事業を行うにあたって、道路等の社会資本整備、従業員や家族に対する福祉・医療・教育など各種の行政サービスを受けていることから、これらの経費の一部を負担していただく性格の税である。 法人の行う事業や資本金額によって、課税の形態が次の3つに分かれる。 所得を課税標準とする場合 収入金額を課税標準とする場合（電気、ガス、生保、損保の4事業） 所得、付加価値額、資本等の金額の3つを課税標準とする場合
66	19	法人県民税法人税割	法人税額を課税標準とし、これに県条例で定められた税率を乗じて算出する税額のことをいう（地方税法第23条第1項第3号）。法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額である。
67	20	市町への徴収事務取扱経費	個人県民税の賦課徴収は市町が市町村民税とあわせて行うこととされている（地方税法第41条）。そこで市町が個人の県民税の賦課徴収するために要する費用を補償するため、県から市町に交付するもの
68	22	一般財源	用途が特定されず、どのような用途にも使用できる財源をいう。地方財政では、地方税・地方交付税・地方譲与税など独自に使える財源がこれに当たる。
69	22	基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、基金を設置することができる（地方自治法第241条第1項）。
70	22	特定財源	用途が特定されている財源をいう。道路整備のための経費に充てられる地方道路譲与税、揮発油税などが代表例である。
71	22	C S R 事業	自由時間が増大し、価値観が多様化する中で、勤労者をはじめ広く県民の文化《Culture》、スポーツ《Sports》、レクリエーション《Recreation》活動（CSR活動）の場と機会を提供し、県民のこころ豊かな生活づくり、生きがいづくりを進め、人間性に満ちあふれた文化社会を築くことを目的として兵庫県が独自に行う事業 主な事業 1 CSR施設の整備・運営 2 「スポーツクラブ21ひょうご」の運営 3 県民交流広場の運営
72	22	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計。これに対し、特定の事業を行ったり特定の歳入を特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。これを除いたすべての経費は、一般会計で経理される。